



年法律第 123 号)」の定めるところによる。

( 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 )

第 4 条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理



提供をしなければならない。

- 2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介護者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含むことを留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員等は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、学生等について別紙留意

(その他)



た、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

1（物理的環境への配慮）

